別紙４

災害時における廃棄物処理の協力に関する協定書

大規模な水害・地震等による非常災害（以下「災害」という。）により大量に発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理について，岡山市（以下「甲」という。）と　○○○○　（以下「乙」という。）は，災害時における廃棄物処理の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は，岡山市内で災害が発生し，甲が乙に対し，被災地における災害廃棄物処理の協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この協定において「災害」とは，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力の要請）

第３条　甲は，災害により発生した災害廃棄物の処理に関して，乙の協力を必要とするときは，乙に対して次に掲げる事業（以下「災害廃棄物処理」という。）について，協力を要請するものとする。

（１）発災時における被災状況（道路等の通行可否を含む）及び廃棄物等の集積状況の報告

（２）災害廃棄物の撤去

（３）災害廃棄物の収集・運搬

（４）前三号に伴い必要な作業

２　甲は，乙に対し前項の要請を行うときは，文書により通知するものとする。ただし，文書により難い場合は，口頭により通知し，後に速やかに文書で通知するものとする。

（協力の内容）

第４条　乙は，甲から前条の要請を受けたときは，必要な人員，車両及び資機材を調達し，甲が実施する災害廃棄物処理に可能な限り協力するものとする。

２　乙は，甲の指示に従い，災害廃棄物処理を実施するものとする。

３　乙は，災害廃棄物処理の実施に当たっては，次に掲げる事項に留意するものとする。

（１）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（２）災害廃棄物の再利用及び再資源化のため，分別に配慮すること。

（情報の提供）
第５条　甲は，円滑に災害廃棄物処理が行われるよう，被災の状況，復旧の状況その他必要な情報を乙に提供するものとする。

（実施報告）
第６条　乙は，災害廃棄物処理を実施したときは，実施内容その他必要な事項について，文書をもって甲に報告するものとする。

（業務費用の負担）
第７条　乙が第３条の要請により実施した災害廃棄物処理に要した費用は，甲が負担し，その費用の額は，甲と乙で協議の上決定するものとする。

（災害補償）
第８条　第３条の要請により実施した災害廃棄物処理に従事した者が，負傷，疾病，障害又は死亡した場合の災害補償については，労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令によるものとする。

（損害賠償）
第９条　乙が第３条の要請により実施した災害廃棄物処理において，第三者に損害が発生した場合の賠償については，甲と乙で協議するものとする。

（個人情報の保護）
第１０条　乙は，この災害廃棄物処理によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は，その保護に努めなければならない。

（連絡の窓口）
第１１条　この協定の実施に関する連絡の窓口は，甲においては岡山市環境局環境部環境事業課，乙においては　○○○○　とする。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は，協定締結の日から令和１４年３月３１日までとし，有効期間満了日１ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には，さらに１年間継続をするものとし，以後同様とする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは，その都度甲と乙で協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため，本書を２通作成し，甲乙が署名の上各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　岡山市北区大供一丁目１番１号
岡山市
岡山市長　大　森　雅　夫

乙

災害時における廃棄物処理の協力に関する協定書

緊急連絡先

企業名	代表連絡先

役職名	氏名	緊急連絡先

●岡山市

部署	代表連絡先
環境局環境部環境事業課	086-803-1297
	086-803-1298
	086-803-1321
市役所代表	086-803-1000